

教育効果の高い

① 過去問等の問題文

その問題を解く際の

② 目標と③ 重要条文

実際に答案を書く際に合格点を確保し加点を狙うための

④ 答案作成上のアドバイス

「4A」を使って、問題文のどこに着目してどのように解き、
答案を作成するののかのプロセスを示した

⑤ 解答過程

そして問題文や再現答案等の徹底的な分析に基づく

⑥ 講師作成答案例

により構成されています。

4A 論文解法パターンテキスト

4A 論文解法パターン
＜TAC司法試験講座＞無断複製・無断転載等を禁じます。

45	ウ 確かに、Xの「被服」は、Aの供述と良く似ていたから、かなり特徴的だったと思われるが、これは「 見解の異なる点 」(同条33条)とはいえない。
	エ そしてXは、Bの職務質問を受けて「 誰何され 」たが、これに素直に応じる中で、犯行を否認し、自分は犯人ではない旨を申し立てており、「 逃走しようとする 」(同条19条)気配は全くない。
50	オ よって、Xは、 準現行犯 でもない。
	(3) そうすると、本問現行犯逮捕は違法である。
3	ただ、 司法警察官 (同条24条、26条1項)につき、前記の(1)イと(2)アからすると、Xが「 罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合 」といえる。
55	また、Xは、犯人と疑われた以上、 逃走しナイフ等の罪証を隠滅するおそれ が大きいから、「 急速を要し 、裁判官の逮捕状を求めることができないとき」といえる。
	とすると、 緊急逮捕 (210条)の表体的要件はみたしているが、 逮捕形式の選定を誤ったにすぎない として、現行犯逮捕の違法は軽微なものにとどまるとも思える。
60	しかし、緊急逮捕は、厳格な制約の下、 逮捕後「直ちに裁判官の逮捕状を求める手続」 をとることを条件として、「 各状 」(憲法33条)による逮捕として認められるものだから、 直ちに同手続をとったと の事情がない本問では、やはり違法が明確にとどまるとはいえない。
4	よって、本件勾留請求は、 身柄拘束の期間制限 (216条、203条)に反するとの事情もないが、認められるべきではない。
65	以上

4A 論文解法パターンテキスト

4A 論文解法パターン
＜TAC司法試験講座＞無断複製・無断転載等を禁じます。

＜目標＞

- ① 約定債権関係の処理手順を把握する。
- ② パンデクテン方式の使い方を把握する。

＜重要条文＞

- 1 贈与 (549条～)
- 2 心裡留保 (93条)
- 3 条件及び期限 (127～137条)

＜答案作成上のアドバイス＞

- ① 【設問】では“三つ挙げ”るよう指定されていますが、3つ未満しか思い浮かなくても部分点はとれますから、即不合格になるわけではありません。現実的には、上記重要条文のうち2つを挙げて、問題文の事情ある程度使えていけば合格できるでしょう。
逆に、“三つ”より多く挙げるのは、問題文の指定の仕方(あくまで“三つ”)からして、少なくとも配点はされないと解されます。
- ② 自然債務は、現実的には思い浮かべないが、使いこなさねいでしょう。

＜解答過程＞

㊦ 当事者確定、言い分

⇒X「300万払え！」vsY「ヤダ！」 →【設問】から明らか。

→X：【設問】L1 “XY間で…贈与する旨の契約が成立した” **(法的構成)**

→対立当事者間に契約関係あり(約定債権関係)

→契約各則(贈与～和解)のうち、どれに当たるか？

→贈与(549条～)

⇒549条～の規定に従って処理する。

あてはめ

・549条：「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える旨の意思を表示し、

＝Y 300万円 ①「差し上げます」②紙ナプキン

相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。」

＝X 「うれしい」？→社会通念上、「受諾」をしたといえるだろう。

・550条本文：「書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。」

＝紙ナプキン？ ③Y

・551～554条：使えそうにない。



“三つ”には足りないのので、パンデクテン方式を使って、契約各則(贈与)から総則へと遡って探していく。



直近の総則＝契約総則(3編2章1節)に遡る。

・521～548条：贈与契約の解除(540～548条)ができればYの反論として使えるが、541～543条のどの法定解除の要件も満たさなそう。



次に近い総則＝債権総則(3編1章)に遡る。

●講師作成答案例

⑥講師作成答案例を、予備試験最終合格者が自分で加工してくれたものです。オレンジ色のマーカーは条文そのもの、黄色のマーカーは条文に関連する問題文の事情等。条文と問題文の事情を組み合わせるだけで論文答案が書けることが一目瞭然！

●目標

何のためにこの問題を解くのか、目標を明示することで、この問題を解くことで伸ばすべき、論文本試験で求められる“能力”を明確化しています。知識を得るためだけに問題を解くのはもったいない！

●重要条文

論点単位ではなく、条文単位で問題を解けるようになることが、条文を使って問題を解くことが求められる本試験合格への最速ルートです。

●答案作成上のアドバイス

本試験現場における受験生の現実的な視点から、試験対策に特化した、得点につながるアドバイスをしています。

●解答過程

全ての論文式問題を、「4A(を具体化した解法パターン)」で解いていきます。各問題の解答プロセスは、中村講師が本試験現場における受験生の視点に立って講義で実演します。

問題文・条文のどこに着目し、どのように考えて解きほぐし、答案を作っていくのか、解答プロセスの全てを実演・明示します。